

向日葵

ひまわり

第231号

平成26年2月号



今月の表紙：早春の頃／写真：大阪市 内沼英城さん 提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム	2—3
税務署だより	4—5
税の作文コーナー	6—8
税の標語入賞作品紹介	9
地域のイベント	10
会社紹介	11
決算書作成講座及び 書き方講座の開講	12

新春講演会実施報告	13
東村山法人会セミナーのご案内	14
人人	15
新入会員紹介	16
新年賀詞交歓会実施報告	17
活動状況報告	18
法人会行事のご案内	19
recipe	20



1

「わからない」ところから始めます

原価率をはじめ、経営分析の指標は数多くあり、様々な角度から経営実績を確認することができます。それゆえ、「経営分析に興味はあるけれど、どうしたらよいかわからない」という方が多いのではないのでしょうか。そこで、決算書は「細かいことは気にせず、割って変化をみる」ことをお勧めします。

1 細かいことは気にしない

2 割って変化をみる

2

細かいことは気にしない

決算書には科目が多く、何に注目したらよいのかわかりません。

実は私も同じです。仕事柄、様々な業種の決算書を目にします。初めて見る業種もあれば、知っている業種でも、その企業の経営方針等によりまったく違ったものになっています。決算書を与えられ、「この会社はどうでしょう？」と言われても、本当のことを言うと何もわからないのです。

ただ、そこは慣れたもの、焦らず最初にやることがあります。それは小さな金額の科目を見えないように隠してしまうことです。

3

なぜ細かい数字を見ないのか

以下の損益計算書（一部）をご覧ください。

売上高	2,000万円
外注費	800万円
消耗品費	20万円

当期は、10万円の費用を削減することを目標にします。

まず消耗品費の削減を考えました。目標を達成するためには、20万円から10万円にする、つまり50%（ $=10万円 \div 20万円$ ）削減しなければなりません。

次に外注費では、どうでしょう。目標を達成するには800万円から790万円にする、つまり1.25%（ $=10万円 \div 800万円$ ）の削減で済みます。

このように金額の少ない科目は、金額の増減が大きくても、経費に対する割合は小さなものになってしまいます。経営への影響から見れば、金額の大きい費用、この場合は消耗品費より外注費から検討した方が効果の高い分析ができます。

4

割って変化を見る

細かい金額を気にしないことにより、注目すべき科目を絞り込むことができました。しかし絞り込んだ科目とその金額だけを見ても、まだよくわかりません。

例えば費用を調べる際、前期と当期の金額が違ふのは当然です。売上高が前期100万円、当期1億円ならば、そこに生ずる費用も変わって当然です。そこで原価率と同じように、売上高で割ってみましょう。獲得した売上に対し、どれくらいの費用を使ったか、という割合です。

これで比較の対象が同じ土俵に乗り、前期と当期の比較ができるようになります。

5

理解する「ポイント」？

変化の大きさを示すのに、「ポイント」という単位があります。「支持率は60%から70%へ10ポイント上昇」と、ニュースなどで聞いたことがあると思います。「10%上昇と同じでしょ？」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが。

この「ポイント」という単位、百分率で表された数値の差を言い、「パーセント」とは違った意味になります。

具体的にみてみましょう。以下の図の外注費と消耗品費を前期と当期で比較してみます。

	前 期	当 期	増 減
売上高	2,000万円	2,500万円	
外注費	800万円	900万円	12.5%UP
外注費／売上高	40%	36%	4ポイントDOWN
消耗品費	20万円	10万円	50%DOWN
消耗品費／売上高	1.0%	0.4%	0.6ポイントDOWN

外注費から見てみます。

「ポイント」は当期の36%から前期の40%を引いたものです。この変化を「4ポイント減少」と言います。また消耗品費は前期1%から当期0.4%へ「0.6ポイント減少」しています。

一方金額としては、外注費は前期800円から当期900円へ「12.5%増加(= (900円-800円)÷800円)」し、消耗品費は前期20万円から当期10万円へ「50%減少(= (20万円-10万円)÷20万円)」しています。

このように「ポイント」はパーセントの引き算、「パーセント」は増減額の割り算によって計算します。

前期との比較では、金額自体の増減を表す「パーセント」もさることながら、この「ポイント」の変化を見ることが大切です。

ちなみに上記の支持率で60%が10%上昇したら、66%(=60%×110%)になります。

6

簿記の理解は必要？

「経営分析を理解するのに、簿記の知識は必要ですか？」とよく聞かれます。私個人としては、必要ではないと思っています。

取引を1つずつ積み上げて決算書を形作るのが簿記、その決算書を活用するのが経営分析です。これを自動車にたとえてみましょう。

部品を1つずつ組み立て自動車を製造するのはメーカー、その自動車を運転するのが利用者です。自動車を運転するのに、エンジン内部の構造まで知っている必要はないですね。

	作	成	活	用
自動車の場合	製	造	運	転
決算書の場合	簿	記	経	営

簿記は「自動車の製造」にあたり、経営分析は「自動車を運転すること」と言えます。

もちろん簿記を理解することは、経営分析に大いに役に立ちます。しかし簿記が分からなければ、財務諸表を読めない、ということにはならないと思います。

7

最後に

先日、東村山法人会主催の新春講演会に参加しました。

講師の岡田晃先生が「日本経済全体から考えると、見通しは明るい。皆さんの課題は、この流れの中で、今持っている技術・サービスをどう活かしていくかだと思います。自信を持っていきましょう！」とおっしゃっていました。

経営とは、つまるところ、「自社の限られた資源(現金)を、どのように分配するか」と言えるでしょう。私たちは配られたカードで勝負するしかありません。限られた予算を、広告や設備あるいは内部留保に充てるのかなどは、すべて経営者の判断で決定されます。その判断材料として、経営分析を活用していただければと思います。

時代の風は皆さんの背中を押しています。がんばりましょう！

Profile | 古田 八州

東京税理士会東村山支部所属

システム会社勤務後、複数の会計事務所を経て平成19年開業。コンピュータを利用し、経営全般をサポートする会計事務所を目指す。

現在も柔道の稽古に励む一男一女の父。



保有資格 ■ 第1種情報処理技術者 ■ AFP
■ 販売士1級 ■ 柔道三段

所在地 東久留米市前沢2-4-7 TEL 042-444-0481

e-mail yashimaf@nifty.com

URL http://furuta-tax.com

税 務 署 だ よ り

東村山税務署からのお知らせ



平成25年分の所得税等の確定申告書の提出及び納付は

所得 税 2月17日(月) から 3月17日(月)
贈 与 税 2月3日(月) から 3月17日(月)
消費税及び地方消費税 1月6日(月) から 3月31日(月)

までにお忘れなく！

2月23日及び3月2日の日曜日

に限り、確定申告書作成のアドバイス・受付を行います。

- ※混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。
- ※当日は国税の領収、納税証明書の発行及び電話での相談は行っておりません。
- ※上記以外の土・日・祝日は執務を行っておりません。

納税は口座振替で！

手続きは簡単です。税務署にお尋ねください。

平成25年分確定申告の口座振替日は

申告 所得 税 4月22日(火)
消費税及び地方消費税 4月24日(木)

申告書の作成指導を希望される方へ

下記の日程で「申告書等作成会場」を開設しておりますので、お近くの会場をご利用ください。

- ・各会場とも駐車場が限られていますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・会場の混雑状況により、受付を早めに終了させていただく場合があります。
- ・「ご利用いただける方」を確認していただき、相談内容に応じた会場をご利用ください。



会 場		期 間	開設時間	ご利用いただける方	
東村山税務署		東村山市本町1-20-22	2/17(月)～ 3/17(月)	9:00～17:00	どなたでもご利用いただけます。 ※相談に対応できる職員に限りがありますので、 相当な時間お待ちいただく場合があります。
東村山市役所		東村山市本町1-2-3	2/17(月)～ 3/17(月)	9:00～16:00	市内にお住まいの方で簡易な申告(医療費控除等)をする公的年金受給者及び給与所得者 ※開催内容の詳細(昼休み時間等)は、各市役所に確認してください。 ※相談に対応できる職員に限りがありますので、 相当な時間お待ちいただく場合があります。
小平市役所		小平市小川町2-1333		9:00～16:00	
西東京市役所	田無庁舎	西東京市南町5-6-13	9:00～16:00		
	保谷庁舎	西東京市西町1-5-1	3/11(月)～ 3/17(月)	9:00～16:00	
東久留米市役所		東久留米市本町3-3-1	2/17(月)～ 3/17(月)	8:30～17:00	
清瀬市役所		清瀬市中里5-842		9:00～16:30	
東村山市民センター		東村山市本町1-1-1	2/7(金)	9:00～11:30 13:30～15:30	【税理士による無料申告相談等】 ○所得税等及び消費税等を申告する小規模納税者 ○所得税等を申告する年金受給者及び給与所得者 ※ただし、青色申告の方、税理士に依頼している方、土地・建物及び株式等の譲渡所得のある方を除きます。
東久留米市役所		東久留米市本町3-3-1	2/10(月)・ 2/12(水)～ 2/14(金)		
西東京市防災センター		西東京市中町1-5-1			
小平市役所		小平市小川町2-1333			
清瀬市男女共同参画センター		清瀬市元町1-2-11	2/12(水) 2/13(木)		
「アクアプラザ」 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階 ※税理士がパソコンによる所得税等及び個人事業者の消費税等の申告書等の作成におけるアドバイスを行います。			2/6(木)～ 3/17(月)	9:00～17:00 (相談開始) 9:15～	お住まいの地域にかかわらずご利用いただけます。 (譲渡所得及び贈与税を除く。) ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

確定申告はe-Taxで！
～e-Taxのメリット～

- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 添付書類の提出省略
- ③ 還付金がスピーディー



詳しくは

国税庁

検索

お問合せ先

東村山税務署 TEL:042-394-6811 所在地:〒189-8555 東村山市本町1-20-22
税務署へのお問い合わせは、音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

申告・納税は簡単・便利なe-Taxで！

御社の従業員の皆様への確定申告情報提供のお願い

～申告書の作成もできる国税庁ホームページの御案内～

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)には、「確定申告特集ページ」が開設されていますが、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に給与所得者の皆様へのお知らせが掲載されています。会社員の方でも確定申告をする方が数多くおられ、そのような方に、申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」を御案内するものとなっています。

つきましては、御社の従業員の皆様に次の方法で情報提供していただくよう御協力をお願いいたします。

1

国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリック



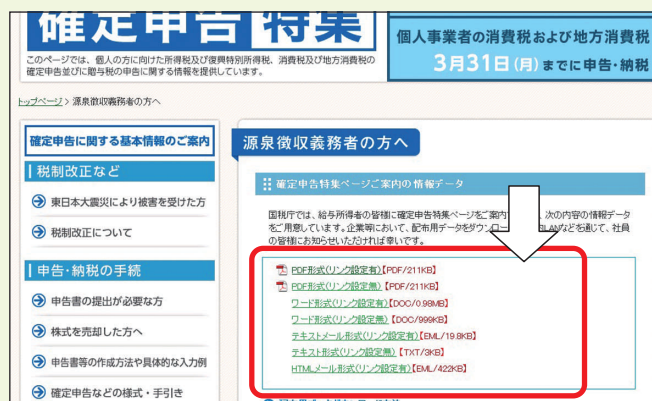
2

「源泉徴収義務者の方へ」をクリック



3

「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のファイルをダウンロード（7種類のファイルの中からお選びください。）



4

回覧、配付、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、従業員の皆様に情報提供

国税に関する最新の情報は、国税庁ホームページへ

税の作文コーナー

平成25年度中学生の「税についての作文」作品集から
「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品を紹介いたします。
管内5市(東村山・小平・西東京・東久留米・清瀬)の生徒さんの作品です。

税の今と昔のつかわれかたから

東村山市立東村山第四中学校
三年 山崎 成大

今回、税の作文を書くにあたり僕は自分の知っていることで税金と関係がありそうなのを考えてみた。たとえば、歴史の時間に習う年貢だ。

江戸時代、日本の農民は年貢を納めていた。それは過酷なもので、五公五民、つまり五割が幕府にとられ、残りの五割が自分の手元に残るのだ。これが税金だったらと考えると、ぞっとしてしまう。もしも、自分が働いて、百万円の収入を得て、その内の五十万円が税金として持っていかれてしまうとしたら、僕はとても耐えられないだろう。

しかも、年貢は、自分に返ってくることはなく、払った年貢はすべて幕府が自分とは関係のないことになってしまうのである。テレビの時代劇でみる悪代官の手に自分の税金が渡るのだとしたら、僕は税金を払うことをためらってしまう。今と昔がちがうのは、税金の使い道がわかっている点だ。僕たちの払う税金は、道路や病院、そして僕たちが通っている学校などを作るために使われている。しかも、五公五民などという重税ではなく、今の税制はじつによく考えられた、納得のできるものである。

所得税は累進課税制度がとられ、収入の多い人はたくさん税金をおさめるようになっている。去年の長者番付を見ると、東京都の男性が四十六億円の年収で十七億とあった。お小遣い三千円の僕は、年収の三万六千円で買い物をしてすべて消費税を払ったとしても、払う税金は二千円ほどである。十七億円のことを思えば、二千円がなんだというのか、税金は年貢と違って払ったぶんだけ自分に返ってくるものだ。今でも、かつての悪代官のように税金を無駄に使ったり、不正に受けとったりする警察官や官僚のニュースをたまに見ることがある。もちろん、それは

ごく一部の例であり、僕たちの払った税金は、みんなの暮らしを豊かにするためにつかわれている。

僕たちは、自分の払った税金が何につかわれているかを正しく知り、その上でしっかりと税金を納める必要があると思った。それは、一方的に奪われる年貢ではなく、やがては自分に返ってくるものである。自分の暮らす社会を豊かにするために、税金についてもっとよく知ることが、これからの未来をになっていく僕たちの義務だと思う。税金は、僕たちの暮らしに密接に関わってゆく問題だと思う。だから僕も、これからは、誇りを持って税金を納めていこうと思う。

日本をよりよい国にするためには

白梅学園清修中学校
三年 小島 千晶

私は税金を払っています。家族も友達も払っているし、周りの人達みんなも税金を払っています。家族の中でもっとも税金を払っているのはお父さんです。おばあちゃんも税金を払っていますが、年金をもらっています。私や弟や妹は、消費税を払っています。この消費税は、国に納められる税金です。納められた税金は、教育費や、国民医療費の公費負担額になります。私は、国のために国民みんなで税金を払って国を支えていくことは良いことだと思います。私は、お父さんから時々政治や経済について教えてもらうことがあります。その中でも税金について学習したとき、税金は国会議員の給料にもなっていると聞きました。しかし、国会で議員達が話し合っているところをテレビ中継で放送しているのをみると、たくさんいる議員の中で、居眠りしている議員が何人もいました。私はその光景をみた時ひどいと思いました。国民は国

のために税金を払っているのに、なんでこんな大事な時に居眠りしている人の給料にしなければいけないのでしょうか。国民の代表として政策等を決める人なのに、話し合いの時に居眠りするなんて、作事中に居眠りすることと同じではないでしょうか。それにそんなにたくさん議員はいらないと思います。私は、議員の数を減らして、もっと国のためにお金を使ってほしいと思いました。

日本は今、四人に一人がお年寄りの、超高齢化社会になっていると聞きました。日本は世界一医学が発達しているので、お年寄りの人方もどんどん長生きするようになってきました。そのため、税金の中から年金が多く出ています。私達がお年寄りになった頃には、年金がもらえなくなるかもしれません。私は大人になって働けるようになったら、老後のためにこつこつお金をためておこうと思いました。

私達国民は、小さな子供からお年寄りまでみんなが税金を払っています。それは一人一人が協力し合って国を支えていることと同じだと思います。国民の一人一人が自分の生活のことだけでなく、日本という自分たちの国を守るという意識を持っていけば、よりよい国となっていくんだろうと私は思います。

命と税

西東京市立明保中学校
三年 西出 凌太郎

先日、全盲のセーラーと芸能人がヨットで太平洋を横断するというプロジェクトがあり、失敗して、遭難した。幸い乗組員は救助され全員無事だった。救助には海上自衛隊や海上保安庁が救助にあたっただが、それらの国の機関が救出にあたるということは、そこに税金が発生する。ニュースや新聞などによると、海上保安庁の救援機が二機、会場自衛隊の救援機が四機、その他多数の巡視船が出動したことから燃料費だけで五千万円かかったらしい。その五千万円の人命救助に使われた税金を、ヨットで太平洋にでて遭難したのだから自業自得で税金をつかうなんてもったいない、と考える人と人の命が救われたのだから税金は惜しくない、と考える人がいる。人の命と国民の税金、どちらが大切なのだろう。

この事故の後、ぼくは昔にも人の命と国民の

税金とを天秤にかけるような状況があったことを知った。二〇〇四年に起きたイラク日本人質事件である。イラク戦争中、イラクに入国したN G O職員やボランティアが現地の武装勢力に誘拐され、武装勢力は誘拐した人々を人質に取り、当事アメリカに物資の提供をしていた日本の自衛隊などを引き上げることを要求した。しかし政府はその要求をのむことはなかった。ほどなくして、人質となった日本人三名の内二名は解放されたが一人を殺されてしまった。この時も世論は二つに分かれた。危険なイラクに自ら入ったのだから自己責任のために自衛隊を引き上げて税金を無駄にする必要はない、という意見と、人の命がかかっているのだから自衛隊を早く引き上げるべきだという意見である。当時戦争中で危険だったイラクに入国したことに非がないわけではないが、人の命がかかっている。やはりここでも人の命と税金が天秤にかけられているのである。当時ぼくはまだ小さい子供だったか、もし今そのような事件がおきたらぼくはどちらの考えになるか考えてみた。自己責任論を主張して人質を見殺しにしてしまった自分を想像するとなんだか恐い。

ぼくは人の命を救う時などに税金を使わないで何のために使うんだ、と思った。税金は命の危険にさらされていたり、貧困にあえいでいる本当に必要としている人のために使われることが少なく、無駄なマンションを建てたり国民のためにならない所に多く使われています。そのような無駄使いをしないでその税金を国民のために有効に使えていれば、助かった命や楽になった人がいたかもしれない。人の命は金では買えないものだから税金を何に使えばいいのかは分かるはずだと思う。

近々増税が行われるかもしれない。増税をしても無駄につかっては意味がない。ぜひとも有効的な使い道を探して本当に困っている人や本当にお金を必要としている人のために使われる税金となることを望む。

納税の責任

東久留米市立南中学校
三年 奥田 昂太

憲法は自由のオンパレードだという人がいるそう。確かに教科書には、精神の自由として、思想・良心、信教、集会・結社、表現、学問、

身体的自由として、奴隷的拘束・苦役からの自由、逮捕、搜索に対する保障、拷問や自白強要の禁止、経済活動の自由として、居住、移転・職業選択の自由、財産権の保障があげられている。さらに、ワイマール憲法は初めて保障した社会権も、生存権・教育の権利・勤労の権利・労働基本権として保障されている。また、社会の変化とともに、環境権や知る権利、プライバシーの権利、自己決定権などの新しい権利も加わっているようだ。

もうこれだけあれば自由は十分だ、だから、自由ばかりではなく、果たすべき義務も追加しなければと説くわけだ。しかし、自由たっぴりなのは当然ではないか。「国の政治の仕組みの根本を定める憲法。憲法は、政府の権力を制限して、国民の人権を保障するという立憲主義の思想に基づいて、政治権力の乱用を防いで、国民の自由や権利を守る」と、教科書にもある。元来、憲法は政府を縛るもので、国民を縛るものではないのだ。

しかし、義務のことも書いてある。教育、勤労、そして納税。これらの三つの義務の中で、いちばんたいせつな義務は、税金の義務だと思う。でもなぜこんな義務があるのだろうか。

そうか。国民の自由を守るために政府をつくったのだが、これをしっかりと維持するためには金がかかる。この金を誰が負担するかといえば、主権者である国民しかいない。どこかからか持ってくるわけにはいかないのだ。国の運営はくわしい専門家に任せよう、その出費は出しましょうということなのだ。

でも、まかせばなしはいけない。払ったが元々の目的になかった形で使われているか、しっかりみる必要があると思う。

僕は今は、モノを購入した時に消費税を払っているだけだが、将来働くようになったら、所得税や住民税を払うようになる。負担する税が増えるのだから、ますます責任も大きくなるだろう。そう責任だ。税金に正しい使い方をしっかりチェックすることだ。人々の自由を守り、幸福を増進し、生存権を保障するために使われているかを見守ることだ。

何故、僕たちが、税金を払うのか。税金とは、国民の自由を守らせるために作った政府が、その役割を十分に果たせるようにするための費用だ。その目的以外に使われるのは、ルール違反、レッドカードである。

働くようになるのはいつだろうか。働くようになる時には、間接税を負担できるほどの収入

を目指すとともに、脱税なんかには手をそめない。そのうえで新しく出てくるこの責任もはたせるようにしたいと思う。

税金の使い方

清瀬市立清瀬第四中学校
三年 金子 凌之

今日も命を助けるために出発した救急車。僕は、救急車のサイレンを聞くと少し「ドキッ」とします。軽い病気や怪我で救急車を利用すると重症の人の搬送に支障をきたす恐れがあるので、必要なときに救急車が使えるようにするために軽い病気や怪我のときはタクシーや自家用車などを利用するようお願いします。と病院に書いてありました。僕は、当たり前のことだと思い、そんなことをする人ほとんどいないと思いました。でも、気になって調べてみたら風邪、歯が痛い、深酔いなどの自分で病院に行けるような症状であっても救急車を呼ぶ人がいるのが実態であることが分かりました。救急車で早く診察してもらえるので、使う人が増えてきているそうです。救急車の出動経費が税金であるからこそ必要がないのに呼んではいけないのです。僕は救急車呼んだことがあります。その時に隊員の方が全力で病院に届けてくれました。その方たちにも失礼だと思います。

僕は、小さい頃から予防接種、教科書の無償配布、そして最近では高等学校の授業料無償化と税金の恩恵を受けています。でも、それが当たり前になっていないのでしょうか？今、日本では消費税引き上げが問題となっています。税金には、高い、取られるなどの負のイメージばかりがついてしまっています。しかし、税金によってもたらされている事もたくさんあります。このようなことが分かっているから救急車のようなことが起きるのではないのでしょうか。僕は、税金への誤った見返りを求めないためにも有意義な使われ方についてもっと知る必要があると思います。僕は消費税に引き上げについて無駄に使われるなら反対です。しかし、国民を助けるため、国民の生活のために使われるのなら賛成です。

僕も将来は働いて税金を納めます。そのときには気持ちよく税金を納め、無駄のない有効的な使われ方について積極的に考えを示していきたいです。

税の標語入賞作品紹介

東村山間税会では中学生を対象に「税の標語」の募集を致しました。今年度は約2000作品の応募があり、優秀作品を法人会の会報に掲載して頂く事になりました。

平成25年度東村山間税会税の標語入賞作品

小平市

■市長賞
小平第四中学校 二年 秋月 成也
税金は みんなのために 使われる

■東村山税務署長 署長賞
創価中学校 一年 榊 城久
税金は 国と僕らの 設計図

■東京都立川都税事務所 所長賞
創価中学校 三年 榎原 かれん
納税で あなたも参加 国づくり

■公益社団法人東村山法人会 会長賞
小平第四中学校 二年 佐々木 天音
納税が つくるこの町 この地域

■一般社団法人東村山青色申告会 会長賞
小平第一中学校 三年 小野 巧貴
税金は 国を動かす エネルギー

■東村山間税会 会長賞
小平第六中学校 一年 島名 千紗乃
税金で 人に優しい 国づくり

■全国間税会総連合会 入選
白梅学園清修中学校 三年 森谷 萌
納税し みんなで作る よりよい未来

清瀬市

■東村山間税会 佳作
小平上水中学校 三年 山根 佳乃
この国の 未来がかかる 消費税

■東村山間税会 佳作
小平第二中学校 三年 三條 小菊
将来の この国を守る 消費税

■東村山間税会 佳作
小平第三中学校 三年 宗方 絵梨夏
納めます 豊かな未来 築くため

■東村山間税会 佳作
小平第五中学校 三年 坂 和樹
税金は 未来をつなぐ 架け橋だ

■市長賞
清瀬第五中学校 三年 山下 澄恋
人のため 自分のために 納税を

■東村山税務署長 署長賞
清瀬中学校 三年 関 乃梨子
その税が きっと誰かの 夢になる

■公益社団法人東村山法人会 会長賞
清瀬第三中学校 三年 中島 大地
納税の 義務をはたして 楽しい未来

■一般社団法人東村山青色申告会 会長賞
清瀬第四中学校 三年 坂本 圭
納めよう 自分の未来をつくる税

■清瀬商工会 会長賞
清瀬第二中学校 三年 吉田 美紗
税金を 生かして住みよい 町づくり

■東村山間税会 会長賞
清瀬第二中学校 三年 岩本 彩里
人々の 未来を守る 消費税

■東京国税局間税会連合会 入選
清瀬中学校 三年 前川 直輝
この国の 未来のために 納税を

■東村山間税会 佳作
清瀬第四中学校 三年 山下 亮
税金は 僕らの未来の 第一歩

■東村山間税会 佳作
清瀬第三中学校 三年 細田 海斗
国のため 未来をつかむ 納税で

■東村山間税会 佳作
清瀬第二中学校 三年 望陀 瑛美里
知って欲しい 税金納める 大切さ

地域の

伝統行事



悪疫を食う埼玉県上尾市の八枝神社の牛頭天王を信仰する平心講の祭りで、この神輿の中には獅子頭が納められています。

現在では八枝神社からお借りした神輿は飾っておいて、昭和58年に新調した神輿を担いでいます。

今年は4月29日に行われ、その前日には宵宮でおもに子供を対象とした10円祭りも行われます。

地域のイベント情報

第33回東村山市特別支援学級小・中学校合同作品展 **東村山市**

日時 平成26年2月19日(水)～23日(日) 午前10時～午後4時45分

場所 中央公民館(東村山市本町2丁目33番地2)

内容 絵・工作・手芸など

主催 東村山市教育委員会、
東村山市特別支援学級設置校(化成・秋津・八坂・萩山・久米川・東萩山小学校、第一・第二・第三・第四中学校)

お問合せ 東村山第一中学校特別支援学級 **【電話】** 042-393-6684

**清瀬市** 企画展「太田隆司展 ー東京と清瀬ー」

市内在住のペーパークラフト作家で紙の魔術師・太田隆司氏の作品展。紙本来の色を活かしながら緻密に再現した“現代の東京”“懐かしい東京”など、情諸あふれるペーパークラフトの世界を紹介します。

会期 平成26年3月8日(土)～3月30日(日) 午前9時～午後5時
休館日：3月10日(月)・3月17日(月)・3月24日(月)

場所 清瀬市郷土博物館(清瀬市上清戸二丁目)

お問合せ 清瀬市郷土博物館 **【電話】** 042-493-8585

入場無料

直接会場へ
お越し下さい

有限会社滝山通信機

地元密着。地域の皆様に貢献し、
親しんでいただけるような事業展開していきたい



弊社は、東久留米市滝山に、昭和55年4月に設立された会社です。

主な営業種目は、事業用電話機（ビジネスホン）や複写機（ファクシミリ）の販売になります。近年においては、インターネットの普及に伴い、LAN配線工事、電源工事等のご依頼も、一括して承っています。

社は地元密着です。地域の皆様に貢献し、親しんでいただけるような事業を、今後も展開していきたいと考えています。

今後の抱負としては、通信をキーワードに、電話機、複写機の販売を中心として、インターネット、インターネットの領域へも事業を展開していきたいと考えています。特にインターネットは、す



でに通信と一体化の関係にあり、今後、力を傾注していきたい分野として位置づけています。

自社ホームページでは、事業用電話機のリユースの販売、その他、すでにメーカーにおいて生産終了したレアな商品、プリント基板や交換用部品なども多数ご用意し、ご利用者の皆様より「在庫があったので、買い替えずに済みました」というお声をいただいています。価格も安価で、一般のお客様、同業社様等に、幅広くご利用いただいております。

●皆様ぜひお越し下さい

有限会社滝山通信機

所在地 〒203-0033 東京都東久留米市滝山4-5-8

TEL 042-473-3344 FAX 042-471-0547

URL <http://www.takiyamatsushinki.co.jp>

事業内容 電話機・FAX・OA機器の販売・施工・保守・ブロードバンド設備・IP電話等の設備工事

決算書作成講座及び法人税申告書等の 書き方講座を開講しました



熱心に講義する佐山隆一先生

平成25年10月3日(木)、法人会館において「決算書作成講座」(全5回)が開講致しました。この講座は決算書を初めて作成する方、自分で作成できるようになりたい方を対象としたものであり、会員、一般の多数の方にご参加頂きました。

講師の東京税理士会東村山支部の税理士佐山隆一先生に日常業務から仮・最終決算書の作成について講義してもらいました。

引き続き11月7日(木)から「法人税申告書等の書き方講座」(全5回)を開催しました。講師は同じく佐山先生にお願いし適正な法人税を申告するための決算書から法人税申告書への転記要領を主に学習しました。決算書作成講座から引き続き受講される方が多く、両講座ともに大変好評でした。

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。

お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

自動車を譲渡したとき **平成26年3月31日(月)までに**移転登録をお済ませください。

★移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

廃車等で自動車を使わなくなったとき **速やかに**抹消登録をお済ませください。

★抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、
右のホームページをご覧ください。

国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066(代)
平日：午前9時～午後5時まで(土日・祝日、年末年始12/29～1/4を除く)

新春講演会



岡田晃氏



講演風景

2014年の景気見通しと中小企業経営の展望

東村山法人会主催の新春講演会が1月10日(金)15時30分より立川グランドホテルに於いて開催されました。今年は大阪経済大学客員教授であり評論家の岡田晃氏を講師にお迎えし「2014年の景気見通しと中小企業経営の展望」と題して講演して頂きました。

以下に講演内容の要旨をご紹介します。

I 2013年はアベノミクスで日本経済の「大転換」が始まった

1. 「3本の矢」でデフレ脱却と日本経済再生
明確な政策目標、歴代政権で初
2. 着実に実体経済が回復
3. デフレ脱却近づく

II 2014年の景気見通し

1. 当面の景気見通し
 - ① アベノミクス相場「第2幕」スタートへ
 - ② 円安持続の可能性
 - ③ 消費増税の影響と5兆円経済政策の効果
 - ④ 追加金融緩和の可能性も
 - ⑤ 東京五輪に向けて建設投資など始まる
2. 海外経済も好転

III アベノミクスの課題と日本経済再生の展望

2014年中にはデフレ脱却が視野に

IV 大転換の時代を乗り切る中小企業の経営戦略

不況下でも独自のポリシーを持って地域密着型の経営により連続最高益を達成している中小企業が存在

V 日本企業の底力に自信を持とう！

1. 震災復興で見せた日本企業の底力
2. それでも日本企業の実力は世界一
3. 世界から評価高まる日本
4. 日本経済と日本企業の底力に自信を持とう

租税教室を開催しました

1月21日(火)西東京市立本町小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。青年部会単独での租税教室は今回初めてです。講師は西東京ブロックの青年部会役員の皆さんが務め、5時間目の6年1組を塩田監査幹事と藤原副部長が6時間目の6年2組を後藤幹事と藤原副部長が担当しました。

各役員の皆さんは不慣れな先生役にもかかわらず一生懸命授業を行ない、パワーポイントによるプレゼンテーションを活用したクイズと1億円レプリカで生徒の気持ちを引き付けながら税金の大切さを伝えました。



授業風景



授業風景

青年
部会

社会貢献活動

東村山第5支部

野火止用水の クリーン作戦



小春日和の12月7日(土)9時30分、東村山運動公園野火止用水側駐車場前に集合し東村山第5支部の貢献活動を実施。今回は、東村山市みどりと環境課との合同は初めてで、一斉保全活動に合流した。

有山係長、伊原課長の挨拶の後、総勢13名が集合写真で氣勢を上げ出発。

野火止用水には、去年と同じカモや鯉、カメも元気に出迎えてくれた。一般市民の方との会話を交わしながら、あっと言う間の時間が経過し、心身共にすがすがしい充実した1日でした。

ゴミ収集の結果は、昨年110kgに比べ今回は約50kgと減量となったのには、市民の皆様の美意識が高まったのかと少し嬉しく感じられました。市のトラックにゴミ収集した後、鴨そば一杯でご機嫌。13時30分散散する。

記 支部長 川崎金属工業(有) 川崎泰王

東村山法人会セミナーのご案内

参加費
無料!!

税務教室「租税公課について」	4月30日(水)	15時～16時
税務教室「役員給与について」	5月28日(水)	15時～16時
決算法人説明会	4月1日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	4月2日(水)	13時30分～16時
決算法人説明会	5月7日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	4月16日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	5月21日(水)	13時30分～16時

※決算法人説明会と新設法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでもご参加お待ちしております！
参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654



ひとひと



初めまして、東村山法人会女性部会の副部長(東村山)をさせて頂いています白石と申します。

私は、1948年10月、埼玉県入間市に生まれ育ちました。子供の頃、私の家の裏は、西武鉄道、貨物の引き込み線があり又、近くの川「入間川」からは砂利を運んだり、馬には農作物を運ばせたりして家の廻りは、田んぼ、茶畑の多いのどかな所から、小平市花小金井にいた主人の所へ嫁ぎ、半年で東村山へと引っ越ししてきて48年を迎えようとしています。



女性部会交流会にて

東村山第1支部 女性部会副部長

白石 和子さん

子育てもやっと終わり楽になった頃、神式景気といわれて日本は経済大国と言われる中、平成元年2月に白石建設(有)を設立。遊ぶ間もなく働いている内、縁があつて法人会に誘われ入会。入会と同時に役員を引き受け支部の地区委員、事業研修委員を6年させて頂きました。そのうち主人と二人で出来るようになってから又、支部会計をやらせて頂き活動の主旨がよくわからないまま「年」が経過。平成9年2月に女性部会が設立。席は置いてあったのですが、一時休ませていただいて又女性部会の活動をするようになりました。

女性部会の部会活動は、役員会、研修会、日帰り親睦等、研修会活動内容の充実と親睦、社会貢献活動などに参加。研修会の中で「明るい声と笑顔で接することと感謝の気持ち」を忘れない事と、人生には三つの「坂」があると研修するたびに学びました。女性部会に入会してから色々な方々と接することが出来て知識と勇気を頂き、主人にもちょっぴり助をできるようになりました。

これから皆様と共に、先輩方のご尽力から築かれた東村山法人会を更に活性化して行くよう、そして法人会活動を通じて社会貢献するよう今後共微力を尽くして行きますので皆様のご指導等宜しくお願い致します。

白石建設(有) 取締役

法人会にご入会下さい

① 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- ①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- ②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を行なっています。

② 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

- ①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- ②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- ③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

③ 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国100万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ

東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介

自 平成25年11月1日～至 平成25年12月31日

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
小平第1支部	小平市小川西町3-8-22	(株)東和電設	関口 隆	電気工事業	042-344-4828
小平第1支部	小平市小川東町3-1-1	しげたサイクル		自転車販売・修理 (フリテストンサイクルの分販売)	042-344-8461
西東京第4支部	西東京市中町3-6-1	都築工業	都築 輝男	土木工事	042-423-5501
東久留米第2支部	東久留米市本町1-5-18柴田ビル2階	(株)豊田会計ビジネスサポート	豊田 直史	サービス業	042-477-2633
東久留米第4支部	東久留米市柳窪4-4-1	コマキ自動車	駒木 勇一	自動車整備業 自動車販売	042-470-4657

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!

セミナーインターネット DVDでレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。

インターネットでサンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。

忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。



STEP1



STEP2



STEP3



豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

東村山法人会ホームページ「<http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>」よりお申し込み頂けます!!

新年賀詞交歓会



交歓会場



小川会長



黒坂署長

井上小平都税支所長



小林市長



会長賞を獲得



平成26年1月10日(金)17時20分より、立川グランドホテルにおいて、新春講演会に引き続き、新年賀詞交歓会が開催されました。最初に小川会長から「東村山法人会は昨年創立40周年を迎えることができ、関係各位並びに会員皆様に心より感謝します。また昨年4月には公益社団法人に移行しました。引き続き税のオピニオンリーダーとして税知識の普及、納税意識の高揚、そして地域企業の健全な発展等に寄与するための活動を着実に続けて行きたいと思います。」と新春の挨拶がありました。

引き続き来賓を代表して東村山税務署黒坂署長と小平都税支所井上支所長及び小平市小林市長から挨拶を頂きました。

その後、平成24・25年度に入会され交歓会に参加された新入会員16名の方々の紹介を行なうとともに恒例の福引大会を開催しました。

公益社団法人
東村山法人会

第2回通常総会

創立41回

日時 平成26年5月23日(金) 15時30分～

場所 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)

お問合せは 東村山法人会 TEL 042-394-7654

小平 ブロック

忘年懇親会を 行いました

12月4日(水)18時より、西武新宿線小平駅北口の「橙や」で小平ブロック忘年懇親会を行いました。小川会長、仲澤ブロック長の挨拶の後、林副ブロック長の乾杯の音頭で会が始まりました。参加者47名でみな和気あいあいの内、懇親を深めました。



仲澤ブロック長の挨拶



脳梗塞の予防と治療

東久留米 ブロック

東久留米ブロック合同研修会が12月9日(月)に東久留米商工会館にて開催され、(医) 社団山本・前田記念会 前田病院、副院長長・脳神経外科部長の前田達浩氏による「脳梗塞の予防と治療」と題した講演が行われました。

脳梗塞での年間の医療費は年間1兆5千億円以上、2分20秒に1人が発症しているとお聞きしおどろきました。不安に感じましたが、現在の治療法は非常に進歩しているようで少し安心しました。

大切なことは、前触れの兆候を見逃さない事で、症状が一過性でも決して放置してはいけないと学びました。引き続き、忘年懇親会が開催され、楽しいひと時を過ごしました。



前田達浩氏

法人会行事のご案内

平成26年 1月24日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
3/3(月)	14:00	第4回女性部会役員会	法人会館	4/1(火)	13:30	決算法人説明会	法人会館
3/4(火)	11:00	第6回広報委員会	〃	4/2(水)	13:30	決算法人説明会	〃
〃	14:00	第10回税務教室	〃	4/8(火)	14:00	第1回組織・厚生委員会	〃
3/7(金)		第2回正副会長会議	〃	4/9(水)	14:00	第1回事業研修委員会	〃
〃		第5回常任理事会	〃	〃	16:00	第1回税制・社会貢献委員会	〃
〃		第6回理事会	〃	4/11(金)	14:00	第1回総務委員会	〃
3/11(火)	13:30	決算法人説明会	〃	4/16(水)	13:30	新設法人説明会	〃
3/12(水)	13:30	労務経営相談会	〃	4/23(水)		女性部会第2回報告会	〃
3/17(月)	14:00	個別融資相談会	〃	4/25(金)		青年部会第2回報告会	〃
3/19(水)	13:30	新設法人説明会	〃				

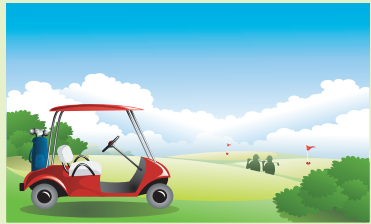
東村山法人会第21回厚生親睦チャリティーゴルフ大会



日 時 平成26年 5月29日(木) スタート 8時 ※雨天決行

場 所 高坂カントリークラブ
(東松山市高坂1916-1 TEL 0493-34-3311)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 TEL 042-394-7654



応募作品を ご紹介します!!

本紙の表紙を飾る写真を募集しています。
応募のなかから作品をご紹介します。



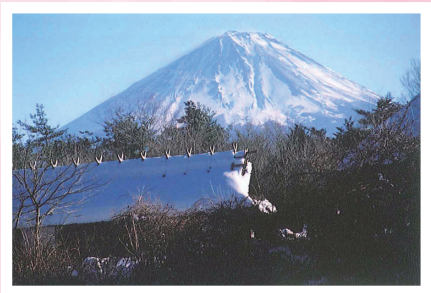
飯能市 増岡正巳さん



飯能市 増岡正巳さん



東村山市 土方恒夫さん



東村山市 土方恒夫さん

recipe

正月のお餅、 残っていませんか？



モチ入り肉団子

つくりかた

- 1 豚ひき肉に玉ねぎのみじん切りを混ぜてよく練り、塩コショウを適量加え、10等分にけておく。
- 2 角餅2個をそれぞれ5等分し、1に包み込み団子状にする。
- 3 各野菜類を小さめのサイコロに切っておく。ゴボウは水にさらし灰汁抜きする。さらにゴボウ・人参・大根は、レンジに2～3分かけておく。
- 4 鍋に水300ccほど入れ、焼肉のタレ・マーマレードを加え、フツフツしてきたら肉団子を入れ数分煮詰める。
- 5 エリンギ・ゴボウ・人参・大根・セロリの順に野菜を加え、スプーンで煮汁をかけながら煮る。(注：野菜のシャキシャキ感を失わないように。)
- 6 刻んだ万能ねぎを散らす。

具だくさんの
シャキシャキ野菜がアクセント!!

PROFILE

料理研究家・調理師 石津 まり子

■(株)マミーマート・朝日ビール(株)・カゴメ(株)共同企画
「簡単!簡単!安旨鍋コンテスト」グランプリ獲得
■服部幸慶監修「女王のレシピ」掲載
■ナショナル主催「ゴマ料理」グランプリ獲得
■数々の商品を使っの「アイデアレシピ」掲載 など。



★レシピ★

材料:5人分

- 豚ひき肉・・・・・・・・・・ 500g
- 大根・・・・・・・・・・ 10cm
- 人参・・・・・・・・・・ 小ぶり1本
- ゴボウ・・・・・・・・・・ 15cm
- エリンギ・・・・・・・・・・ 大ぶり2つ
- セロリ・・・・・・・・・・ 20cm
- 玉ねぎ・・・・・・・・・・ 1/4
- 角餅(切り餅)・・・・・・・・ 2個
- 水・・・・・・・・・・ 300cc
- 焼肉のタレ・・・・・・・・ 200cc
- マーマレード・・・・・・・・ 大さじ2
- 万能ねぎ・・・・・・・・・・ 少量
- 塩、胡椒・・・・・・・・・・ 適量



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事を募集しています



本紙の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。
写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)

記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可。

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6

TEL: 042-394-7654
e-mail: info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2か月前の月末までにご応募下さい。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[231号] 平成26年2月20日発行

発行:公益社団法人東村山法人会 編集:公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL:042-394-7654

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作:株式会社ドライブドリームストーリー

禁断転載